第二十三条の六第四項を次のように改める。

4　施行令第四十条の五第三項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法（当該住宅用家屋が経過年数基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。）に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ　次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第一項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。）

(1)　当該住宅用家屋の登記事項証明書を法第七十条の三第十二項に規定する申告書（以下この条において「贈与税の申告書」という。）に添付する方法

(2)　当該住宅用家屋に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより、納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入手させ、又は参照させる方法

ロ　当該住宅用家屋が耐震基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。第七項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二　災害に基因するやむを得ない事情により法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかつた場合　当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第三項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

第二十三条の六第五項第一号中「特定受贈者」の下に「（法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第八項を次のように改める。

8　施行令第四十条の五第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第一項各号のいずれかに該当することについて、第四項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

第二十三条の六第九項第二号イ(2)中「（当該既存住宅用家屋が施行令第四十条の五第三項各号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）」を削る。

第二十三条の八の八第二項第二号に次のように加える。

ハ　イ及びロ並びに第三号に掲げる自動車以外の自動車（当該自動車の取得価額が五百万円を超える場合には、当該自動車の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時における価額に五百万円が当該自動車の取得価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額に対応する部分に限る。）

第二十三条の八の八第十四項第一号ロ中「第二項第二号イ若しくはロ」を「第二項第二号」に改める。

第二十三条の八の九第三項中「第二項第二号イ」を「第二項第一号ハ及び第二号イ」に、「前条第四項」を「前条第二項及び第四項」に、「同項」を「同条第二項第二号ハ中「第七十条の六の八第一項」とあるのは「第七十条の六の十第一項」と、「贈与」とあるのは「相続の開始」と、同条第四項」に、「は、」を「は「」に改め、同条第二十九項中「場合における」の下に「第三項、」を、「ついては、」の下に「第三項中「同条第二項第二号ハ中「第七十条の六の八第一項」とあるのは「第七十条の六の十第一項」と、「贈与」とあるのは「相続の開始」と、同条第四項」とあるのは「同項」と、」を加える。

第二十三条の十第一項ただし書及び第八項ただし書中「六十歳」を「七十歳」に改める。

第二十三条の十二の三第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十三条の十第一項ただし書中「当該」とあるのは、「当該個人が当該相続の開始の直前において第二十三条の十二の三第十一項第一号に掲げる要件を満たしている場合又は当該」と読み替えるものとする。

第二十三条の十二の三第十一項中「（同条第一項」を「（同号への個人が同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において第一号に掲げる要件を満たしている場合又は同項」に、「六十歳」を「七十歳」に改め、同条第二十七項第四号中「遺贈」の下に「（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）」を加える。

第二十八条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第七十六条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定する敷地分割事業に伴い受けるものである旨、当該登記が同項各号に掲げる登記のいずれに該当するかの別及び次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければならない。

一　法第七十六条第三項第一号に掲げる登記　当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨

二　法第七十六条第三項第二号に掲げる登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　当該登記を受ける者が、法第七十六条第三項に規定する除却敷地持分を与えられることとなる者である場合　次に掲げる事項

(1)　当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第四項第一号に定める価額

(2)　当該登記を受ける者が与えられることとなる当該除却敷地持分の価額

(3)　(1)の価額が(2)の価額のうちに占める割合

ロ　当該登記を受ける者が、法第七十六条第三項に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者である場合　次に掲げる事項

(1)　当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第四項第二号に定める価額

(2)　当該登記を受ける者が与えられることとなる当該非除却敷地持分等の価額

(3)　(1)の価額が(2)の価額のうちに占める割合

第三十条の二第四項中「第二条第二十六項」を「第二条第二十七項」に改める。

第三十条の三の次に次の一条を加える。

（医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続）

第三十条の四　法第八十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての厚生労働大臣の証明書で、その者が同項に規定する医療機関の開設者であること及び当該登記に係る土地がその者の同項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地であること並びに当該再編計画に係る同項に規定する再編計画の認定の日及び当該土地の取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。